

日帰り温泉施設でのレジオネラ菌に感染したことによる PTSD による後遺障害の発生を否定し、その余の損害について不法行為責任を認めた事例

【文献種別】 判決／広島地方裁判所尾道支部
【裁判年月日】 令和1年10月15日
【事件番号】 平成30年（ワ）第29号
【事件名】 損害賠償請求事件
【裁判結果】 一部認容、一部棄却
【参照法令】 民法709条
【掲載誌】 判例集未登載

LEX/DB 文献番号 25564900

事実の概要

本件は、Yが経営する入浴施設を利用したことにより、Xが同入浴施設に発生したレジオネラ菌感染によりレジオネラ肺炎に罹患し¹⁾、その結果、PTSD（心的外傷後ストレス障害—後述）の後遺障害を負ったとして、XがYに対し、主位的には不法行為、予備的に入浴施設利用契約上の安全配慮義務違反に基づく損害賠償として、843万円余及びこれに対する民法所定年5分の割合による遅延損害金（主位的請求における起算日は、不法行為の日である平成29年3月17日。予備的請求における起算日は、訴状送達の日翌日である平成30年5月12日）の支払いを求める事案である。

裁判ではYが不法行為責任の有無を争わなかったため、もっぱら、Xが本件不法行為に起因してPTSDを発症しているかどうか争点となった。

判決の要旨

一部認容、一部棄却。

「PTSDの診断に当たっては、原則として、症状がストレス要因による心的外傷を受けた時から6か月以内に発現していることが必要であり、症状の内容として、記憶・心像や夢の中に、上記出来事や状況が反復的、侵入的な形で想起、再現されていないなければならない（フラッシュバック）」。

しかし、本件では、Xがレジオネラ肺炎の罹患から

6か月以内にこのような症状を担当の医師にも訴えておらず、また、「XにPTSDの原因となり得る強いストレスがあったと認められないことも合わせれば、Xがレジオネラ肺炎罹患を原因とするPTSDを発症したと認められない。」

従って、PTSD発症による後遺障害も認められないから、それによる逸失利益、後遺障害慰謝料、後遺障害についての鑑定書作成費用も損害として認められない。損害額としては、治療費、通院交通費、入院付添費の合計が2万8990円、通院慰謝料が130万円ですこから既払い金を控除した124万8668円及び弁護士費用12万5000円の合計137万3668円が認定されるとした。

判例の解説**一 施設提供者の安全配慮義務違反の債務不履行責任ないし不法行為責任****1 本件の特徴**

本件で被告が責任の有無を争っていないのは、原告が本件入浴施設を利用した後に発熱をし、3日後に救急搬送された病院で診察の結果、レジオネラ菌に感染し、レジオネラ肺炎を発症していると判断され、その日のうちに本件施設が所在する広島県三原市が本件入浴施設を立ち入り検査したところ、レジオネラ菌を検出したという事情があるからであろう。すなわち、原告がレジオネラ菌に感染したのは被告が経営する本件入浴施設を利

用したためであるという因果関係が明確であり、本来、入浴施設に人の健康を侵害するレジオネラ菌があってはならないわけであるから²⁾、不法行為上の過失責任も施設提供者としての安全配慮義務違反の債務不履行責任も否定できないと考えたからであろう。

2 従来の裁判例

本件で問題となったような入浴施設におけるレジオネラ菌罹患事件として、前橋地判平 23・11・16(判時 2148 号 88 頁)³⁾がある。同判決は、「被告には、本件公衆浴場を設置運営するに当たって、その衛生管理を適切に行い、利用者の生命身体の安全を確保すべき義務に違反した過失があり、原告をしてレジオネラ菌に感染させて重症のレジオネラ肺炎及び肺気腫（COPD）に罹患させたものであるから、原告に対し、不法行為ないし債務不履行に基づく損害賠償責任を負うというべきである。」とした。

その他、入浴施設での事故としてはサウナ風呂のヒーターの加熱により出火して客が死亡した事故について、当該サウナ風呂の開発製造業者の 709 条の不法行為責任、サウナ風呂が入っていた建物の所有者と賃借人にそれぞれ 717 条の土地工作物責任の「占有者」としての責任を認め、かつこれら複数の被告には共同不法行為責任が成立するとした裁判例がある（東京地判昭 55・4・25 判時 975 号 52 頁）。本件でも被告の不法行為責任は 709 条の過失責任以外にも、入浴施設にレジオネラ菌が存在したことを以て通常有すべき安全性を欠いていたとして、土地工作物責任を追究することも可能と思われる。

3 遅延損害金の起算日

なお、入浴施設提供者の不法行為上の過失と安全配慮義務はいずれにしても義務内容としての差異はなく、消滅時効が問題となるのでなければ、違いは遅延損害金の起算日が大きい。すなわち遅延損害金の起算日は、不法行為の場合は不法行為の日（最判昭 37・9・4 民集 16 卷 9 号 1834 頁）、債務不履行の場合は期限の定めのない債務として請求の日の翌日であり（民法 412 条 3 項）、具体的には請求日がいつかの争いを避けるために訴状送達

の日の翌日とされるのが一般である。本件でも、訴状送達の日より不法行為の日の方が約 1 年 2 か月早いので、不法行為責任の方が遅延損害金の額は大きくなり、判決は主位的請求としての不法行為責任を認めている。

二 PTSD の発症

1 PTSD 概念と裁判動向

PTSD（Post Traumatic Stress Disorder = 心的外傷後ストレス障害）とは 1970 年代にアメリカのベトナム戦争帰還兵やレイプ被害者に見られる精神障害状態の研究から発展し、確立されてきた概念である。1980 年にアメリカ精神医学会（American Psychiatric Association）の「精神疾患の分類と診断の手引き・第 3 版」（Quick Reference to the Diagnostic Criteria, DSM-III）で初めて独立した疾患として定義され診断基準が示され、その後、これが 1994 年に改訂され DSM-IV が出され、2013 年には DSM-V が出されている。これと別に、日本も加盟する WHO（World Health Organization）も、1990 年に PTSD の「臨床記述と診断ガイドライン」（ICD-10）を定めている⁴⁾。

日本では、1990 年代になって、交通事故や性暴力被害における民事の損害賠償請求事件を中心に PTSD 概念が裁判で争われるようになってきた⁵⁾。被害者に PTSD の発症が認められると、それが後遺障害として労働能力の喪失の根拠とされ、逸失利益の算定に反映し、また、被害の重篤性として慰謝料の増額要素になり得る。また、密室や人のいないところで行われることの多い性暴力については、被害者に PTSD が発症していることは、その原因となった性暴力の存在を疑わせる要因となる。2000 年代になると、PTSD の発症を以て「傷害」と捉える刑事裁判例も増加している⁶⁾。

2 PTSD 概念の厳格化

交通事故裁判例を中心に、当初、PTSD 発症を認める裁判例が続いたが、その診断基準が緩すぎた問題であるとする批判が寄せられるようになり⁷⁾、DSM などの診断基準を満たしていないとして PTSD の発症を否定する裁判例も多く現れるようになった。また、裁判官自身は精神医学の専門家ではないので、そもそも PTSD の診断基準を

充たすかどうか微妙な事件では、原告側から医師の PTSD の診断書が出ていることについて、それをそのまま積極的に PTSD の発症として肯定するというよりも、原告が訴えるような各種の精神症状を以て大きな精神的苦痛が生じているとか⁸⁾、少なくともこれくらいの労働能力の喪失が認められることを考慮して慰謝料額を算定するなど⁹⁾、PTSD の発症の有無を判断しない裁判例も現れてきた。

3 本件における PTSD 否定論

本判決は原告が主張するところの、PTSD 発症を否定したが、その理由は2点に要約できよう。一つは、本件における原告のレジオネラ菌罹患と同肺炎の発症が PTSD を発症させるような外傷的出来事に当たることへの疑問である。本判決は、医学の専門書を引用して、PTSD を発症させる外傷的出来事の例として挙げられているのが、自然災害、人災、戦闘、重大な事故、他人の悲惨な死を目撃するなど、ほとんど誰にでも大きな苦悩を引き起こすような、極めて威圧的又は破壊的な性質を持つストレスフルな出来事や状況であるのに対して、原告にそのような外傷的出来事があるまでいえないのではないかと、また、被告側から提出されている医師の意見書も同旨をいっているとす。原告側の意見書は、これに対して、客観的に見て生命の安全を脅かすような大きなストレスではないとしても、それを受けた個人が本人の主観的反応として生命を脅かされるほどに感じたら、PTSD の原因となるとしているが、これだけでは客観的に見て生命の安全を脅かすような大きなストレスでないストレスも PTSD を発症させることを裏付ける知見とまでいえないとする。

今ひとつは PTSD の基準を満たすような症状が原告に発症していないのではないかとという疑問である。原告が訴える死の恐怖がフラッシュバックして、不安、不眠、倦怠感があるなどの症状が初めて訴えられたのが、原告がレジオネラ菌に感染して6か月以上経過してからであり、当時、原告を診断した医師が PTSD ではなく適応障害と診断したこと、その時点での症状も徐々に改善すると診断されていることなどから、原告が主張するような後遺障害としての PTSD の発症は認められ

ないと認定した。

三 おわりに

医学的知見に絶対的なものはなく、日々進歩していくものである。特に PTSD 概念は 1980 年代によく独立した精神疾患と認知されるようになり、しかも、DSM の診断基準が改訂されるごとに拡大されているのを見てもわかるように、PTSD が具体的にどのような場合に発症するのかについて、今の知見が絶対的なものとはいえないし、また、本件で原告側の意見書と被告側の意見書が対立しているように、専門家の間でも意見が分かれる場合もあり得る。本判決はこの点で医学上、そこまでは誰もが肯定するような共通的理解の見解と実際に原告を診断した医師の診断を踏まえ原告の PTSD 発症を否定した事例判決として参考になろう¹⁰⁾。

●—注

- 1) レジオネラ菌とは、もともと土中に生息する細菌であるが、人工施設である冷却塔や給水系の施設内のアメーバーなどに寄生したものがエアロゾル（空气中に漂う粒子）を通じて人に感染してレジオネラ肺炎などを引き起こす。詳細は、厚生省のレジオネラ菌についての HP (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00393.html#Q2) (2020年5月7日閲覧)等を参照。
- 2) レジオネラ菌については、入浴施設でのレジオネラ菌感染による肺炎発症死亡事故などを契機に、厚生省健康局生活衛生課から防止対策マニュアルや公衆浴場の衛生等管理要領や各種の技術指針が出され、数度にわたり改訂されてきている。この点については厚生省レジオネラ対策の HP (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124204.html>) (2020年5月7日閲覧)を参照されたい。
- 3) 同判決の批評として、夏井高人「判批」判例自治 358号 (2012年) 79頁。
- 4) PTSD についてわかりやすく解説したものとして、厚労省の「みんなのメンタルヘルス」の HP (https://www.mhlw.go.jp/kokoro/specialty/detail_ptsd.html) (2020年5月7日閲覧)、最新の DSM-V の解説書として、アメリカ精神医学会編（染谷俊之ほか訳）『DSM-V 精神疾患の分類と診断の手引』（医学書院、2014年）など。
- 5) 日本での裁判例の分析として、松本克美「PTSD 被害と損害論・時効論」立命 288号 (2003年) 32頁以下、下田大介「交通事故賠償訴訟における PTSD 診断と精神症状による損害の算定」岡山商科大学法学論叢 15号 (2007年) 27頁以下、石川真紀子「PTSD をめぐる裁判例と問題点」判タ 1299号 (2009年) 20頁以下など。

- 6) 刑事裁判については、杉田雅彦「PTSD（心的外傷後ストレス障害）と刑事事件——混迷を深める PTSD 概念」判タ 1072 号（2001 年）52 頁以下、林美月子「PTSD と傷害」神奈 36 卷 3 号（2004 年）219 頁以下。最決平 24・7・24 刑集 66 卷 8 号 709 頁は最高裁として初めて、PTSD を発症させたことを刑法上の「傷害」に当たるものとした。この判決については、辻川靖夫・最判解刑事篇平成 24 年度（2015 年）249 頁以下、林美月子「PTSD の発症と傷害」山口厚ほか編『西田典之先生献呈論集』（有斐閣、2017 年）265 頁以下等参照。
- 7) 杉田雅彦「交通事故と PTSD（心的外傷後ストレス障害）——損害賠償請求訴訟における PTSD の動向と問題点（上）（下）」判タ 1010 号（1999 年）72 頁以下、1013 号（1999 年）55 頁以下、黒木宣夫『PTSD 診断と賠償——臨床医による PTSD 診断と賠償及び補償の留意点』（自動車保険ジャーナル、2003 年）83 頁以下など。
- 8) 京都市の職員にクレームをつけに行った中年女性が職員からゴミ箱を振り上げられ「殺したるか」と言われたことにより PTSD に罹患したとして 500 万円の損害賠償請求をした事案では、原告側が提出した医師の PTSD 診断が被告の主張する「診断基準に合致するか否かはともかく」当該「医師のいう」PTSD は当該職員の言動と因果関係が認められるとして、50 万円の損害賠償請求を認めた（京都地判平 17・12・14LEX/DB28110162）。その他、金婚式を契機に時価 1000 万円の結婚指輪をリフォームするために有名デパート店に店を構える宝石店に預けたところ、偽のダイヤモンドの指輪にすり替えられて戻ってきたことにより PTSD を発症したとして、指輪の時価の他に 500 万円の慰謝料を請求した事案では、裁判官は自ら PTSD と認定することを避け、原告が医師から「PTSD 状態と診断されて、出廷すらできない状態」であることを考慮して 100 万円の慰謝料を認めている（東京地判平 19・2・15 判時 1986 号 66 頁）。
- 9) 東京地判平 15・12・18 交民 36 卷 6 号 1623 頁は、9 歳の息子の交通事故死を目撃した母親が PTSD に罹患したとして慰謝料 2000 万円と労働能力喪失による逸失利益として 1512 万円を請求した事案である。判決は「PTSD の判断基準を満たさないからといって直ちに何ら精神疾患に罹患していないということにもならない」、「PTSD に罹患したか否か」の検討を行うことは必須のことではないとして、原告が「4 年間稼働できないほどの深刻な精神的打撃を受けたことも考慮のうえ」600 万円の慰謝料請求を認容した。
- 10) なお PTSD が日本の裁判例で有する法的意義について総括的に論じたので、そちらもあわせて参照されたい（松本克美「PTSD の法的意義——直接の身体侵襲を伴わない PTSD の発症に対する損害賠償請求権の消滅時効期間論を見据えて」立命 390 号（2020 年 8 月刊行予定））。